

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第21回全体会議・ワークショップの概要

日時 平成22年8月8日(日)午前9時07分～12時09分

会場 庁舎3階 庁議室

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、神田、日下、古嶋、櫻井、佐々木、橋本、平田、広辺、
(敬称略) 藤巻、松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案の大項目「住民投票」について

文言の確認のみを行った。特に修正することがなかった。

イ 条例の素案の大項目「まちづくり」の取扱いについて

前回の第20回全体会議で調整した結果、大項目「まちづくり」の7つの中項目(「タウンミーティング」、「計画」、「安心安全」、「ボランティア」、「産業」、「福祉」、「環境」)のいずれの項目についても、既に議論してきた項目の内容と関連があるなどの理由から削除することを確認した。

中項目のすべてが削除となるが、大項目「まちづくり」自体を残すか残さないかについて、以下の議論があった。

中項目を削っても、大項目を残す意味は？

ハード面(都市計画など)について、どう扱うのか。

- ・削除・・・都市計画は行政の責務で行う。
抽象的に書いている条例は多い。ハードは難しい。
- ・入れる・・・まちづくりが軽く扱われるのではないか。
- ・まちづくりの方向性を明記する。

「まちづくり」の方向性を決める議論は必要。

「どういう地域にしていくのか」を自分たちが決めることは書きたい。

- ・「考え方」にハード面も入れることを明記しておけば良いのではないか。
一定規模の開発について、住民の合意を得るようにしたい。

都市計画の分野のみ特出する意味は何か？

始めは、協働で「みんなでまちづくりをする」という趣旨だった。(ハードは除くということ、次世代の人材育成という内容)

大項目「まちづくり」は削除し、最後の見直しで「参画するまちづくり」の意味合いが入っているかを確認することとなった。

(2) ワークショップ

ア 大項目「教育・次世代・子育て」の中項目「子育て」、「生涯学習」、「こども」についてワークショップを行った。

各グループで議論した結果、大項目や中項目の内容や表現(文章化したもの)等については、以

下のとおりとなった。

Aグループ	平田（発表） 神田、橋本、松井
大項目	<ul style="list-style-type: none"> ・項目名は「次世代」 ・誰から見るかで「次世代」の対象が変わる。
生涯学習 （以下、 中項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習」は高齢者が対象のイメージがあるが、それよりも広い意味で盛り込みたい。 ・「図書館を始めとする、生涯学習施設の整備、充実を図るよう努めます。」と「町内のあらゆる社会教育活動に積極的に参加することができます。」 ・各種の学習、文化活動に積極的に参加することにより、自己を高め、また、健康の維持ができるのではないかと、そして、町民が生涯にわたり学習する事により、豊かなまちづくりができるのではないかと。
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・「町は町民が安心して子どもを産み育て、子どもが心身共に豊かに成長できる地域環境づくりに努めます。」と「町民は子どもが個性や能力、自主性を発揮できるように努めます。」のように、子どもの参画を表現した。 ・子育てをしやすい町、また、子どもが地域社会に参画することを盛り込んだ。
Bグループ	広辺（発表） 五十嵐、遠藤、櫻井、佐々木、藤巻
大項目	・項目名は「次世代」
継承と 進歩 （中項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代」とは誰から見るかで対象が変わるので、それぞれの世代がそれぞれの世代に何を継承するのか、継承された側は、さらに進んだことをするということから、「継承と進歩」にした。 ・人との出会いと出会いによる学び、その学びをお互いに助け合うような町であってほしい。 ・そのための仕組みとして、クラブコミュニティやネットワークづくり、親以外のおせっかいがある町。 ・親も、子どもと一緒にいることで親として育つので、子どもと親と一緒にいられる場があれば良い。
Cグループ	吉野（発表） 飯島、内山、日下、古嶋
子育て （以下、 中項目）	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成」と言い換えることもできる。 ・子育ては家庭を基本とするが、家庭でまかなえない部分を地域で支える仕組みを入れたい。地域には、町民や企業なども入る。 ・「次世代育成」に子どもだけではなく、親も育っていくことも含まれる。
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が勉強して人材育成をできるように、若者から成人、高齢者までが学べる教育体系を作りたい。講座や座学だけではなく、NPOや企業の社会的責任などの活動を生涯学習の一環として取り入れたい。 ・以前、学習権という話が出たが、生涯学習は学ぶ権利であり、学びたい時に学ぶことができれば良い。町として、学びたい時に、選択肢があるような仕組みを作りたい。
こども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもも町民の定義に入るが、住民投票の投票要件を18歳以上にしたので、18歳未満の子どもが意思表示の出来る場を設けたい。 ・学校や地域、自主的な経験を大切にしながら、まちづくりに参画できる仕組みづくりを入れたい。

イ つくる会全体での調整

大項目「教育・次世代・子育て」の捉え方

- ・「教育」（大人・子供）なのか、「こども」なのか。

- ・分けるか、「学ぶ」・「育つ」でくくるか。
- ・生涯を通じた学び

選択肢

- ・「こども」か「次世代(～20才くらいまで)」と「子育て」に分ける。
- ・こどもから大人までを「学ぶ」でくくる。
- ・両方全部・・・「人づくり」にする。
- ・全部外す。

これらを踏まえ、第13回作業部会で案を作成し、第22回全体会議で報告する

詳細については、議事録を参照してください。

(3) その他

ア 次回のワークショップについて

条例の素案の大項目「改廃」の中項目「改廃」について、各自が考えてくる具体的な内容・趣旨・考え方を基にワークショップを行う。

各自が考えてくるに当たり、牛山教授から以下のアドバイスをいただいた。

本来は、制定と改廃のことなので、この条例の制定とも関係する。

ここでは、この条例の改正・廃止する場合の手続きの中身となる。

この条例を改廃する場合、社会情勢等でこの条例の中身が変わる場合はどうするか。

地方自治法の議会の議決等も考慮する。

イ その他

本日の会議終了後、第13回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

8月21日(土)午前9時から、庁舎の会議室403で行う。

**(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会
第21回全体会議及びワークショップ**

1 日 時 平成22年8月8日(日) 午前9時～正午

2 場 所 庁舎 3階 庁議室

3 内 容

全体会議では、作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「住民投票」の案の確認を行います。また、大項目「まちづくり」の取扱い等について議論します。

ワークショップでは、大項目「教育・次世代・子育て」の各中項目の具体的な中身(内容)について、その内容や考え方等を議論します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ(「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長)
9:10～11:50 (適宜休憩)	<p>1 全体会議(議長：内山会長)</p> <p>(1) 作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「住民投票」の中項目の案の確認を行います。</p> <p>(2) 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「まちづくり」の取扱い等について議論します。</p> <p>2 3グループによるワークショップ</p> <p>※作業内容については、裏面のとおりです。</p> <p>(1) <u>皆さんが事前に行った宿題を基に</u>、大項目「教育・次世代・子育て」の中項目「子育て」、「生涯学習」、「こども」の具体的な中身(内容)について、その内容や考え方等を議論します。</p> <p>(2) グループごとに発表します。</p>
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。特に、「**考え方**」を作成することは、「**条例の素案**」の内容が、**町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうか**を左右する重要な作業です。

★「**考え方を作成する**」とは、**みなさんの「想い」を明確に文章にすること**を

「教育・次世代・子育て」の中項目「子育て」、「生涯学習」、「こども」の内容はどのようなものになるの？

※白岡町では、この大項目に特徴が出ているのではないのでしょうか。

今までに議論してきた事項や、項目同士の「**関係性**」や「**バランス**」、さらには、この条例の「**この大項目で何を書きたいのか**」を念頭に置きながら議論してください。「教育」に視点を置くのか、「福祉」に視点を置くのかによって、以下の項目に書く内容が変わってきます。

なお、「白岡町次世代育成支援行動計画」も参考にしてください。ちなみに・・・

【**子育て**】白岡町を担う世代（次世代）をどう育てていくか、または、どう育てれば次世代が育つかということを明確にした項目です。

【**生涯学習**】「こども」の生涯学習はどういうものか、また「町民の権利」で議論した「学習する権利」等との関わりも考慮してください。

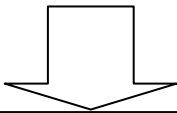
【**こども**】大項目「住民協働」の中項目「住民参画」で議論した内容（次世代の参画）や、中項目「住民投票」等との関わりも考慮してください。また、「こども」の定義も明確にする項目です。

* * * * *

【「教育・次世代・子育て」の各中項目の具体的な内容等について】

① **大項目「教育・次世代・子育て」で挙げたそれぞれの中項目の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙9」に記録します。**

各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方等など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙9」に**記録**してください。



特に、「**なぜ(考え方)**」に当たる部分は、**メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。**

② **①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。**

①の作業で出た意見等を基にして、グループとして**内容、趣旨、考え方などを集約**していきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。（※別紙9を提出）。



③ **どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その内容、趣旨、考え方などについて発表を行います。**

②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



終了です。お疲れさまでした！



第12回作業部会の記録シート(H22.7.30)

大項目 住民投票 中項目 住民投票

H22.7.30 現在

1 内容 文章化してください。

【6/25第10回作業部会の案】

町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。

本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。

議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。

町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

【7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

町長の発議権について。

…町長は自分で政策提案し、実施することができるはず。 残す(議会、住民とのバランス等)。

議決の要件について

・年齢要件…18歳or20歳or16歳

・国にない制度について規定する。(地方分権)

国の制度 20歳…参政権(成人年齢)

18歳…国民投票法

・重要事項 18歳(幅広い人たちに参加してもらう。)

20歳(慎重にしたい。)

18歳

住民から発議する場合の要件

1/3…議会を飛ばして住民投票を実施。(白岡町の現在の有権者13,000人以上+18歳以上の人数)

リコール、議会を解散できるのも1/3…同じくらいの重み

「その議決」…過半数

～ そのまま活かす。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。

本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。

議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。

町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。

住民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

【7/24第20回つくる会全体会議での委員の意見】

「住民」を「町民」に戻す。

【7/30第12回作業部会の案】 変更した部分のみ抜粋

町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【6/25第10回作業部会の案】 【7/13第11回作業部会の案】

住民投票ができる場合の発議要件等について明確にしている項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【6 / 25第10回作業部会の案】

住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。

住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることが住民自治の基本であり、民主主義の基本でもあります。また、自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。

しかし、地方自治は間接民主主義が原則で、住民投票はそれを補完し、自治を充実させるものです。

したがって、むやみに住民投票を実施すべきではありません。そのための一定要件を課し、ハードルを設けることが重要です。

～ 町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件を整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重要な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができます。

町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことです。

この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、町政の運営で特に影響があるのは、白岡町に住所を有する住民ですので、ここでは、「住所を有する者」に限定しています。

地方自治法で、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、これに準じて「3分の1以上」としました。また、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますし、十分な判断力があると考えます。未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことも重要ですので、住民投票ができることとしました。

議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決して発議することは、重要な課題であると言えます。

議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。

住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については尊重しなければなりません。

この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。

【7 / 4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

議決の要件について

・重要事項 18歳(幅広い人たちに参加してもらう。)

住民から発議する場合の要件

1 / 3・・・議会を飛ばして住民投票を実施。 リコール、議会を解散できるのも1 / 3・・・同じくらいの重み

考え方「しかし～」の3行・・・住民の意向を聴くのが大事と言っているが後ろ向きの内容である。

「適正に住民投票が執行されるために」など 作業部会で再検討

「町政の運営で特に影響があるのは、白岡町に住所を有する住民」 この条例で定義した「町民」では、白岡町に通う人なども含み、投票できる人を特定できないため、文言を修正する。

【7/13第11回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。

住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることは、住民自治の実現のため、重要な事です。また、住民自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。

～ 町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件が整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重大な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができますと言えます。

町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことですので、あえて明記しています。

この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、投票できる人を特定することが難しいため、ここでは「白岡町に住所を有する住民」に限定しています。

住民投票を適正に執行するために、一定要件を課すものとして、地方自治法では、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、住民投票も同じ程度の重要性を持つと考え、これに準じて「3分の1以上」としました。

年齢要件については、未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことは重要ですし、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますので、十分な判断力があると考え、住民投票ができることとしました。

議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決(過半数以上)して発議することは、重要な課題であると言えます。

議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。

住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については尊重しなければなりません。

この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。

【7/24第20回つくる会全体会議での委員の意見】

住民投票できる「住民」だけでなく、「町民」にも住民投票の結果についても尊重してもらいたい。

【7/30第12回作業部会の案】 変更した部分のみ抜粋

住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については住民のみならず町民全体で尊重しなければなりません。

このシートを提出してください。

第12回作業部会(H22.7.30)

(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)の素案の大項目「まちづくり」の取扱いについて

中項目名	結 論	削除の理由 ・ 第20回全体会議(H22.7.24)で調整した内容	今後、条例の素案を見直す際に検討すること (関連する中項目も確認すること)
タウンミーティング	この中項目を削除	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングは意思を決定する場としている外国の自治体もある。しかし、ここでは、行政が施策を行う際に地域で行う集会のことであり、このタウンミーティングで出た意見を参考にして意思を決定してほしいということである。つまり、広聴の手段の1つである。 ・広聴としては、他に、地域懇談会、町長への手紙、町長との対話集会などがある。(仮)住民参画条例を制定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目「住民協働」の中項目「住民参画」で述べている。(中項目「行政の責務」にもある。) ・住民の意見を広く聴くシステムは必要である。(既に制度化しているものもある。)
計 画	この中項目を削除	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が施策を計画する際に住民参画で、住民の意向を反映させて欲しいということである。 ・「住民協働」で述べている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目「住民協働」の中項目「住民参画」で述べている。
安心安全	この中項目を削除	<ul style="list-style-type: none"> ・「理念」で述べている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」等で検討。
ボランティア	この中項目を削除	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域自治・コミュニティ」で述べている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目「地域自治・コミュニティ」の地域自治組織の中で述べている。
産 業	この中項目を削除	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」を議論する際に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の重要性や工業・商業について「前文」等で検討。
福 祉	この中項目を削除	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例で何を規定したいのか。規定すればやるべきことになるが、そういうものがない。(他の法律等で運用されている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」等で検討。
環 境	この中項目を削除	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例で何を規定したいのか。規定すればやるべきことになるが、そういうものがない。(他の法律等で運用されている。) ・公共施設の美観については、町環境基本条例の策定が進められているので、そちらへの意見とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」等で検討。

結論 「タウンミーティング」～「環境」のすべての中項目は、既に議論してきた他の項目等と関連があるため削除する。

ただし、条例の素案の大項目「まちづくり」自体を残すかどうか等については、第21回全体会議で諮る。

条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方(理由)シート (H22.8.21現在)

1 大項目	改廃
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など 完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	

「中項目」の数が多いと思う場合は、適宜項目を集約し、このシートを提出してください。